

福祉医療費助成制度のお知らせ

4月から 中学3年生までの入院医療費を助成

西宮市には、福祉医療費助成制度として、「老人医療費助成制度」、「乳幼児等医療費助成制度」、「障害者・高齢障害者医療費助成制度」、「母子家庭等医療費助成制度」があります。

ここでは、乳幼児等医療費助成制度の対象が4月1日から拡大になったこと、福祉医療費助成制度の所得制限基準や一部負担金が7月1日から変更になることについてお知らせします。

問合せは医療年金グループ(0798・35・3131)へ。

4月1日から

乳幼児等入院医療費の助成対象年齢を拡大

市は、4月1日から「乳幼児等医療費助成制度」における、入院医療費の助成対象を中学3

年生まで拡大しました。

入院医療費の一部負担金は「1割負担(限度月額2800円)」です。なお、医療機関等の窓口でいったん保険証での支払いをしたあと、申請により、一部負担金を超えた金額について口座振込で助成します。ただし、健康保険が適用されないものは助成対象外です。

【対象】 次のすべてを満たしている人▽本市に住居登録または外国人登録をしている小学4年～中学3年(15歳到達後の最初の3月末日)▽いずれかの健康保険に加入している▽扶養義務者(保護者)が所得制限(扶養なしの場合532万円未満)を満たしている▽他の福祉医療費助成制度を受給していない

※対象年齢の児童・生徒の保護者には3月下旬に案内文書を送付しています

7月1日から

所得制限基準と一部負担金の変更

県が実施する「兵庫県行財政構造改革」に伴い、7月1日から、本市の福祉医療費助成制度の所得制限や一部負担金などが変更になります。なお、この変更に伴い、平成23年6月30日まで、経過措置を設けます(下表参照)。

《7月1日以降の福祉医療費助成制度》

Table with 4 columns: 医療区分, 対象, 新所得制限基準, 一部負担金(※2), 平成23年6月30日までの経過措置. Rows include 老人医療費助成制度, 乳幼児等医療費助成制度, 障害者・高齢障害者医療費助成制度, 母子家庭等医療費助成制度.

(※1) 住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除については控除前の所得割額で判定します (※2) 老人医療費助成制度を除く一部負担金は、同一医療機関につき1カ月の金額です

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

平成21年度保険料支払方法について

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料の支払方法には、「特別徴収」(年金からの天引き)と、「普通徴収」(納付書や口座振替による支払い)があります。

平成21年度の保険料の支払方法は次のとおりです。なお、21年度の保険料額については、7月中旬に「後期高齢者医療保険料決定通知書」(以下、保険料額決定通知書という)を送付します。

特別徴収

4月以降も引き続き特別徴収になる人

21年2月に保険料を特別徴収で支払った人は、4・6・8月も引き続き特別徴収になります。なお、徴収額は2月と同じ金額になります。

特別徴収になる人

20年度の途中に被保険者になり、これまで保険料を普通徴収で支払った人などは、4月から特別徴収に切り替わる場合があります。該当する人には、4月

普通徴収

初旬に「仮徴収額決定通知書」を送付しました。

◇口座振替への変更を希望する場合 金融機関で口座振替の申込をしてください(申込書は市内の各金融機関などにあります)。申込後、口座振替申込書の本人控えを持参のうえ、市の窓口で納付方法の変更を申し出て下さい。ただし、特別徴収を中止する時期は、市への申し出の時期により異なります。

人は、21年度の保険料を普通徴収で支払います。支払いは、7月から翌年3月までの各月(9回)です。すでに口座振替の申込をしている人は、7月から口座振替になります。納付書で支払う場合は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書に添付する納付書でお支払いください。なお、普通徴収の人でも、10月から特別徴収に切り替わる場合があります。詳しくは保険料額決定通知書の中でお知らせします。

阪神武庫川第5自転車駐車場 5月1日からの定期契約者募集

市は、「阪神武庫川第5自転車駐車場(国道43号高架下)の5月1日からの定期契約者を募集します。

【募集台数】 120台(一時利用分を除く) 【申込】 4月20日からの午前9時～午後8時に、口座番号の分かるものと届け出印、3カ月分の使用料を持参し、阪神武庫川第2自転車駐車場管理入室(阪神武庫川駅南側)0798・41・5633)へ。先着順

労働相談 開設時間を延長しました

市は、4月から「労働相談」の開設時間を延長し、午後5時半まで受け付けています。

【開設日時・会場】 祝日を除く月・火・木・金曜の午前9時～午後5時半(ふらっとアイ(勤労青少年ホーム)で。専用電話(0798・32・7170)での相談も可

はり・きゅう・マッサージ補助券を交付

対象は70歳以上

市は、平成21年度分の「はり・きゅう・マッサージ補助券」を交付します。補助券の交付・利用期間は、4月10日から来年3月31日までです。1人につき年度中に1回申請できます。

補助券を取り扱う

市は、はり・きゅう・マッサージ補助券を取り扱う施術所の新規受付を行っています。対象は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」による免許を有し、市内で施術所を開設している個人または法人です。申込方法などは高齢福祉グループ(0798・35・3150)へ問合せを。